


## 訪問型病児・病後児保育利用助成制度 Q&A

### 【利用手順等】

No.	Q	A
8	対象児童は？	横須賀市内に居住する生後3か月から小学校6年生までの児童で、サービスを利用した日の前後7日以内に医療機関を受診していることが必要となります。
9	医療機関を受診しないで、保護者の判断だけで助成事業を利用することはできますか。	事業者からベビーシッターの派遣を受けることは可能ですが、利用料の助成を受けることはできません。
10	医療機関を受診したことの証明の確認方法を教えてください。	ベビーシッター利用後、市へ助成金を申請していただきます。申請書に、医療機関の領収書、受診明細書、お薬手帳のいずれかのコピーを添付してください。
11	利用までの一般的な流れを教えてください。 	<p>発熱等で医療機関受診</p> <p>↓</p> <p>公益社団法人全国保育サービス協会から認定等を受けている民間ベビーシッター事業者等に連絡し、翌日の自宅への派遣をお願いする。その際、子どもの症状などを詳しく伝える。</p> <p>↓</p> <p>家にベビーシッターに来てもらい保育を行う。</p> <p>↓</p> <p>直接、事業者を利用料を支払う。</p> <p>↓</p> <p>市民生局福祉こども部子育て支援課に助成金申請書等を提出する。</p> <p>↓</p> <p>申請の翌月末に助成金が個人の口座に振り込まれる。</p>
12	①自宅で自営業を営んでいる場合でも、対象となりますか。 ②保護者の事情にサークル活動は入りますか。	子どもが病児・病後児であり、ベビーシッターを利用した場合は、対象となります。
13	①自宅以外への派遣は可能ですか。 ②入院している子どもの付き添いとしてベビーシッター派遣は可能ですか。	それぞれについて、派遣が可能かどうかについては、事業者等にご確認ください。 ただし、本制度はベビーシッターによる自宅での保育を目的としているため、いずれも助成の対象にはなりません。